（別表１）　　申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（令和６年(2024年)５月14日作成）

法　令　名	住民基本台帳法
根拠条項	第３０条の３２第２項
許認可等の種類	自己の本人確認情報の開示
法令の定め	第３０条の３２ 　何人も、都道府県知事又は機構に対し、第三十条の六第三項又は第三十条の七第三項の規定により磁気ディスクに記録されている自己に係る本人確認情報について、書面により、その開示（自己に係る本人確認情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を請求することができる。 ２　都道府県知事又は機構は、前項の開示の請求（以下この項及び次条第一項において「開示請求」という。）があつたときは、開示請求をした者（以下この項及び次条第二項において「開示請求者」という。）に対し、書面により、当該開示請求に係る本人確認情報について開示をしなければならない。ただし、開示請求者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。
審査基準	・請求の趣旨、内容等が、開示請求として対応すべきものであること。 ・開示請求者が本人又は法定代理人であること。 　（運転免許証、旅券、個人番号カード等により確認。） ・開示請求書の記入事項が適正あること。
標準処理期間	総　期　間　　３０日・~~月~~　（注：休日は含まない。） 　経由機関　　日・月　（　　） 　協議機関　　日・月　（　　） 　処分機関　　日・月　（　　）
処分担当課	総合政策部地域行政局市町村課行政係 （電話番号：011-204-5152）
申　請　先	総合政策部地域行政局市町村課行政係 （電話番号：011-204-5152） 各総合振興局及び各振興局地域創生部地域政策課市町村係
問い合わせ先	総合政策部地域行政局市町村課行政係 （電話番号：011-204-5152） 各総合振興局及び各振興局地域創生部地域政策課市町村係
備　　考	開示決定は、開示請求を受理した日の翌日から起算して１４日以内に行う。